

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
選挙管理委員会	中央区議会議員及び中央区長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額の改定について	▶内容 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、国会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられた。これに伴い、区においても条例に規定している選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額を改定する。 ▶改正を要する条例 中央区議会議員及び中央区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月中央区条例第24号） ▶施行日 公布の日	委員会報告 ・企画総務

【プレス発表】 なし 【議会对応】 議会对応欄のとおり